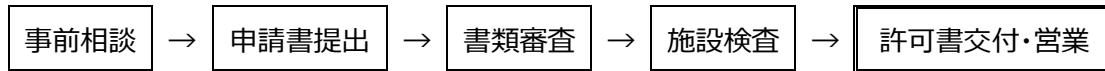


1 営業の種別

旅館業には、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業の3つの営業種別があり、それぞれに構造設備の基準が定められています。

2 手続きの流れ



※申請から許可までの標準処理日数は20日間（閉庁日を除く。）です。ただし、書類に不備があったり施設検査で基準に適合しなかったりした場合はこの限りではありません。

※着工前に基準に適合することを確認するため、事前相談をお勧めします。

※施設検査は、原則火曜日と木曜日に行います。実際に営業ができる程度に準備が整った状態で行います。

3 申請書類等

- 旅館業営業許可申請書（手数料：22,000円）
- 旅館業施設の構造設備の概要（別紙様式）
- 敷地内の配置図（他の建築物や受水槽等を明示したもの）
- 施設内の平面図（客室、浴室、洗面所、便所、厨房等を明示したもの）
- 給湯・給水系統、入浴設備等の配管図（循環ろ過設備を設ける場合は、フロー図も添付すること）
- （営業者が法人の場合）定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書
- 営業施設の周囲おおむね200メートルの地図（旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がおおむね100メートル以内にあるときは、その距離を明示したもの。）
- 旅館業の許可を受けようとする者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所が記載された書類（※営業者が法人の場合は、役員全員の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所、役職が記載された書類）

4 関係法令

※飲食物を提供する場合は、食品営業許可が必要です。詳しくは、当課の食品衛生担当に相談してください。

※旅館業の施設には、建築基準法や消防法による規制があります。詳しくは、盛岡市役所 建築指導課と、施設所在地を管轄する消防署に相談してください。申請時は、次の書類の確認に協力してください。

- 建築確認検査済証の写し（建築物の完成後に、建築主事等の検査を受けた後に交付されるもの）
- 消防法令適合通知書の写し（建築物の完成後に、消防署の検査を受けた後に交付されるもの）

○申請書案内ページ【広報 ID : 1015191】

「盛岡市公式ホームページ」→「オンラインサービス」

→「申請書ダウンロード」→「健康・福祉に関する申請書」

→「保健所」→「生活衛生」

→「旅館業営業許可申請書」

○お問い合わせ先

盛岡市保健所 生活衛生課

〒020-0884 盛岡市神明町 3 番 29 号 5 F

電話：019-603-8310 ファクス：019-654-5665

メール：seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp

※住宅宿泊事業法の届出等の窓口は、盛岡広域振興局 保健福祉環境部（盛岡市内丸 11 番 1 号）になります。